

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜県防災行政無線通信取扱規程の一部改正

(危機管理政策課)

ページ

告 示

岐阜県告示第二百十六号

岐阜県防災行政無線通信取扱規程(平成七年岐阜県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

目次中「第四十一条」を「第四十条」に改める。

第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第十七条第四号イ②中「又は衛星車載局」を削り、同号口中「又は衛星車載局等」を削る。

第二十五条中「又は衛星車載局」を削る。

第二十九条第二項中「に」を「いずれかに」に、「当該」を「同項の」に改め、同項第一号中「若しくは洪水警報」を「洪水警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報若しくは大雪特別警報」に改める。

第三十七条第二項を次のように改める。

2 統制管理者は、前項の画像通信を必要と認めるとき(同項第二号の画像通信にあつては、自治体衛星通信機構に回線の予約を行い、内諾を得たときに限る。)は、これを許可するものとする。

別表一六の表端末地球局の部LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V九の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V二二六の項、LASC0M岐阜県岐阜スーパーバード可搬地球V二二七の項及びLASC0M岐阜県岐阜スーパーバード

ド可搬地球V三六の項を削る。
別記第三号様式中「・繪圖冊標題」を削る。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社